

公開草案に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- 実務対応報告公開草案第 11 号「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての取扱い（案）」（平成 15 年 12 月 22 日公表）

2. コメント募集期間

- 平成 15 年 12 月 22 日～平成 16 年 1 月 23 日

3. 最終公表物の名称及び公表時期

- 実務対応報告第 12 号「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての取扱い」（平成 16 年 2 月 13 日公表）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団体名
CL1	協和監査法人

[個人（敬称略）]

	名前・所属等（記載のあるもののみ）	
CL2	宮本 政則	イズミヤ株式会社 財務統括部 経理部
CL3	大橋 裕一	株式会社 日本色材工業研究所
CL4	佐藤 真良	公認会計士
CL5	青木 雄二	公認会計士
CL6	匿名	
CL7	匿名	

5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応

- 以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。
- 以下のコメントの概要は主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。
- 以下のコメントの概要には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	論点の内容とコメントの概要	コメントへの対応
P/L 表示区分	<p>論点 1：法人事業税の外形標準課税部分と法人住民税均等割部分は、損益計算書上は、同じ取扱いにすべきではないか。</p> <p>コメント：</p> <p>資本等の金額と従業員数で決定される法人住民税均等割も法人事業税の外形標準課税部分と同様の性格を有しているにもかかわらず、両者のP/L表示が異なることは疑問である。</p> <p>① 法人住民税均等割も販管費に計上することに関しても記載すべきである。</p> <p>② 法人事業税の外形標準課税部分を「法人税、住民税及び事業税」として表示すべきである。この考え方は、金額の重要性の観点および会計処理手続きの簡便化の観点を考慮したものである。</p> <p>論点 2：付加価値割のうち単年度損益に対応する部分に関しては、「法人税、住民税及び事業税」とする考え方もありうるが、そのような考え方を排除した理由を示してもらいたい。</p> <p>コメント：</p> <p>付加価値割額の算定の基準となる付加価値額には、各年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によって算定される「単年度損益」部分が含まれている。この「単年度損益」に対応する付加価値額は、所得を算</p>	<p>コメントへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> • 法人住民税の均等割部分が、外形標準課税であるということに関しては、異論がない。 • ただし、法人住民税均等割は、一般的に重要性が低いと考えられ、財務諸表等規則等においても区分が求められていない。現行の会計処理が実務上も定着化しており、今回、検討の対象としていない。 • 本実務対応報告の趣旨は、付加価値割及び資本割部分が、外形標準に基づくものである（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税ではない）ことを明確にするところにある。 <p>付加価値割は「付加価値額」という課税標準に対して課される事業税であり、意味のある一つの課税標準を更に計算要素別に分解して会計処理をする考え方は、実態を適切に</p>

論点の項目	論点の内容とコメントの概要	コメントへの対応
B/S 表示科目	<p>定基準とする税金の区分（「法人税、住民税および事業税」）に計上すべしという考え方もありえる。そのような考え方を採用しない根拠についても示してもらいたい。</p> <p>論点3：外形標準課税事業税の未払部分は、「未払法人税等」（財務諸表等規則第49条第1項第5号、同条第3項）として表示すべきではない。</p> <p>コメント：</p> <p>未払法人税等は、法人税、住民税、所得基準による事業税の未払額に限定すべきであり、外形標準事業税の未払額は、むしろ事業所税の未払額と合算の上、B/S 上表示すべきである。</p>	<p>表さないものと判断した。「付加価値額」は一体であって分解することが不可能であることは、外形標準課税の立法趣旨やその計算構造、例えば、計算要素である「単年度損益」は他の計算要素（収益分配額）から独立しているのではなく、欠損が生じた場合は当該年度の収益分配額を限度に相殺されるのみで、繰越はできないこととされていることに表われている。この点に関して、文意が明確になるよう文言の修正を行うことで対応する。</p> <p>B/S 上の取扱いに関しては、一つの税目に関する見積税金債務を分解して表示する実務慣行はないと考えられること、また、日本公認会計士協会 監査委員会報告第63号「諸税金に関する会計処理及び表示と監査上の取扱い」2(1)においても「…事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税以外の事業税を含む。）の未納付額は、「未払法人税等」に含めて表示することとされていることから、今回新たな取扱いを示す必要はないと判断した。なお、実務上の便宜をはかるため、B/S 上の取扱いに関する記載を追加する。</p>